



平成30年分所得の申告相談は2月14日(木) から3月15日(金)まで

▶問い合わせ 税務課 ☎73-3006 観音寺税務署 ☎25-2191

所得税の申告

確定申告が必要な人

事業を行っている人や、給与所得者で次に該当する人は、確定申告が必要です。

- 農業、商業、工業、漁業など事業を営んでいる人
- 地代や家賃収入、不動産や株式売却などの所得がある人
- 生命保険や損害保険の満期、解約などで一時金を受け取った人
- 給与の年収が2千万円を超える人
- 1カ所から給与の支払いを受けている人で、給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人
- 日給などで働いている人や給与の支払いを2カ所以上から受けている人で、年末調整を受けない従たる給与の収入金額と給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える人

確定申告により税の還付が受けられる人

給与所得者で確定申告をする必要がない場合でも、次に該当する人は申告をすると源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- 災害や盗難などにより、住宅や家財などの資産が受けた損害について雑

② ①に該当しない人で、次に該当する人(収入がなくても必ず申告してください)

- 国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険に加入している人
- 市営住宅に入居している人
- 国民年金の免除申請や児童手当などの受給資格の認定を受ける人
- 所得・課税(非課税) 証明書の交付が必要な人

申告に必要なもの

- 確定申告には「マイナンバー」の記載が必要です。申告相談にはマイナンバーカードの写し(表裏とも)を持参してください。カードを持っていない人は、マイナンバー通知書(番号確認用)の写しと運転免許証など(本人確認用)の写しを持参してください。
- 税務署から郵送されてきたはがきなど印鑑(所得税を新規で口座振替する人は通帳届出印が必要)
- 本人名義の金融機関の口座が分かるもの
- 給与、退職所得、公的年金などの源泉徴収票の原本、報酬、保険満期などの支払調書の原本
- 営業、その他事業、不動産などの収支内訳書(通帳や帳簿、出荷先で調べた品物または取り引きごとの収入金額、科目ごとの経費金額が分かる

損控除を受ける場合

- 病気や怪我などで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合
- 年の途中で退職、退社し、年末調整を受けていない場合
- 地方公共団体などの特定団体へ寄附をして寄附金控除を受ける場合 など

市県民税の申告

平成31年1月1日現在、市内に住所がある人で、次に該当する人は3月15日(金)までに平成30年中の所得を申告してください。平成30年中の所得がない場合も含みます。

ただし、所得税の確定申告書を提出した人は、市・県民税申告書を提出する必要はありません。

① 給与所得者で、次に該当する人

- 給与所得のほかに配当、不動産、農業、一時、雑、事業などの所得があった人(給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の人は所得税の確定申告をする必要はありませんが、市・県民税は申告の必要があります)
- 社会保険料控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などの所得控除を受けようとする人
- 源泉徴収票に記載された各種所得控除と異なる控除(扶養控除など)を受けようとする人

所得控除金額などが分かるもの

- もの。平成30年中に購入した機械などを減価償却経費で計上する場合は、その領収書なども必要です)
- 生命保険料、介護医療保険料、地震保険料(旧長期損害保険料)、個人年金保険料証明書、国民年金支払証明書
 - 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の支払証明書
 - 医療費控除の明細書(医療費の合計額から保険会社や高額医療などの補填金額を差し引いた金額を計算しておいてください)
 - 障がい者控除を申請する人は、身体障がい者手帳などの提示が必要です。

要介護4、5の認定を受けている人へ

平成30年12月31日時点において要介護4または5に認定されている人は、障がい者控除および特別障がい者控除の対象となります。確定申告の際に「三豊市障がい者控除対象者認定書」が必要です。介護保険課または各支所で申請してください。申請書は市ホームページからもダウンロードできます。

▼問い合わせ ☎73・3017 介護保険課

税務署からのお知らせ

観音寺税務署での確定申告は2月18日(月)からです

確定申告会場設置期間

2月18日(月)～3月15日(金)
※土日を除く

受付時間

午前8時30分～午後4時

場所 観音寺税務署

※混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります。

※相談時間は午前9時からです。2月15日(金)以前は申告会場を設けておりませんが、自宅などで作成した申告書は、2月15日以前でも提出できます。

スマホで確定申告書を作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、スマートフォンやタブレット端末からでも所得税の確定申告書が作成できます。平成30年の申告から、年金所得者や給与所得者で医療費控除、ふるさと納税などの寄附金控除などを適用して申告する人は、簡単に確定申告書を作成できます。

スマホ・タブレット申告講習会で手軽さを体験してみませんか?

受付日時

2月7日(木)～15日(金)
午前8時30分～午後4時
※土日・祝日除く

場所 観音寺税務署

持ち物

お持ちのスマートフォンやタブレット端末、確定申告に必要な書類、29年分申告控、マイナンバー通知書、運転免許証など

ご質問は

確定申告電話相談センターへ

「確定申告電話相談センター」で、所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の確定申告に関する質問や相談にお答えします。

期間

3月15日(金)まで

※土日、祝日は2月24日(日)および3月3日(日)のみ受け付けします。

受付時間

午前8時30分～午後5時

相談方法

観音寺税務署(☎25・2191)にダイヤルし、自動音声案内に従い「0」を選択してください。

